

宮城県知事

村井 嘉浩 様

医療政策及び

第8次宮城県地域医療計画に係る意見

令和5年8月4日

仙台市長 郡 和子

は じ め に

- 地域医療計画は、都道府県が、国の定める基本方針に即し、かつ地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するものである。現行計画である第 7 次計画の期間は今年度までであり、今後、県においても、次期第 8 次計画の策定に向けて、検討が本格化していくものと捉えている。
- 第 8 次計画の策定にあたっては、市民・県民の理解を得られるよう、策定過程での説明、意見聴取を主体的、積極的にを行うことを求めるほか、各市町村から提出される意見について、計画の策定を進める中で十分に尊重するよう、配慮を願いたい。
- 医療政策については、基本的には都道府県が実施・調整主体としての役割を果たすものと認識している一方で、本市は政令指定都市であり、人口や医療資源等が集積するとともに、基礎自治体として介護保険制度を所管するなどの特性を持つ。こうした点に鑑み、医療提供体制の確保、並びに政策医療の推進などについても、仙台市民の安心・安全に向けてはもとより、仙台医療圏、さらに全県において充実・強化が図られるよう、本市として県との協力・連携に最大限努めていきたいと考えている。
- また、本市においては、令和 4 年度に「仙台市における医療のあり方に関する検討会議」を設置して議論を重ねるなどしながら、地域における医療の現状について把握し、今後の課題への対応の検討を進めてきた。限りある医療資源を効果的・効率的に活用し、持続可能な医療提供体制を確保することや、切れ目のない地域包括ケアシステムの充実強化等について、継続的、戦略的に取り組みを進めていくことが重要であると認識している。
- このようなことから、現在本市では、検討会議から提出された提言も踏まえ、中長期的な医療政策の方向性や数値目標等を取りまとめた「(仮称)仙台市医療政策基本方針(以下「本市方針」という。)」を新たに策定するべく、検討を行っているところである。その中で、地域医療計画による取り組み、あるいは本市施策との連携が必要な事項について、現段階での県に対する意見として取りまとめたので、以下、申し述べる。
- 今後、第 8 次計画の内容が明らかになった際、また本市方針の検討を進める中で、更に連携等が必要な事項がある場合には、改めて意見を申し述べたいと考えているので、ご理解、ご協力を頂きたい。

〔全般について〕

- 本市人口(約 109 万人)は、宮城県全体の約 5 割、仙台医療圏全体の 7 割以上を占めている。また本市将来人口推計では、65 歳以上人口は 2050 年頃まで増加が続くことから、医療需要は今後も増加し、仙台医療圏内において本市医療需要が占める割合は増加が続く見通しである。これら地域の将来の姿を見据えた医療計画の策定を行うこと。
- 限りある医療資源を有効に活用し、地域の医療提供体制を確保していくためには、医療関係者や行政による取り組みはもとより、県民・市民の理解と協力が不可欠であることから、地域医療に関する県民・市民に対する周知や啓発を推進すること。
- 県が提案した 4 病院の再編については、医療提供体制への影響が極めて大きいと考えられることから、これを行おうとする場合は、仙台医療圏への影響や効果を十分に検討、評価し、再編の必要性などを明らかにした上で、第 8 次計画に明記すること。
- その中では、仙台市内 2 病院の移転による仙台市への影響を明らかにするとともに、影響に対する県としての対応を示すこと。その際には、これまで本市が示した「宮城県が公表した『政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について』」に関する本市の考え(令和 3 年 11 月 15 日付(令和 4 年 3 月 31 日追記))及び「仙台医療圏の 4 病院再編案における諸課題について」(令和 4 年 9 月 13 日付)において提示している懸念や疑問についても考慮すること。
- 特に県立精神医療センターの移転に関しては、本県の精神科医療体制への影響について、精神医療関係者等から疑問の声が多く示されていることを十分考慮の上、県精神保健福祉審議会など専門家、関係者の意見を踏まえて対応すること。
- 仮に再編を行う場合には、それによる地域の医療提供体制への影響について、本市内外を問わず医療提供体制を整える責務を持つ県が主体的に対応を行うこと。併せて、本市が必要な取り組みを行う場合には、県として協力し、財源の確保も含め、十分な支援を行うこと。

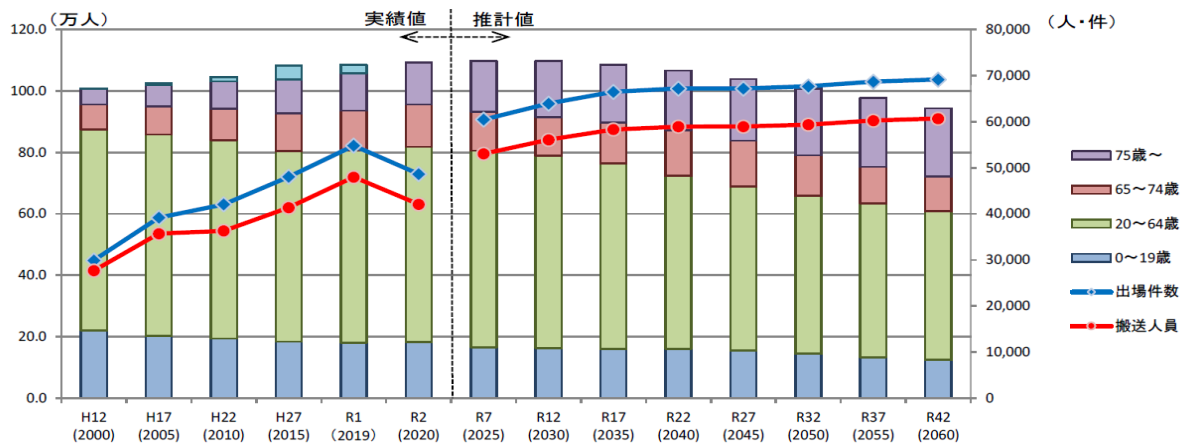
〔救急医療関係〕

- 救急医療機関の救急応需率の向上に向け、状態が一定程度安定した患者の移行先となる回復期・慢性期病床の確保を進めるとともに、在宅医療への円滑な移行のため、引き続き退院支援・在宅医療の提供体制の確保を図ること。また、高齢者の救急需要に対応するため、在宅患者入院受入体制事業の効果的な運用、周知強化を行うこと。
- 今後、救急需要のさらなる伸びが想定されることから、救急医療を必要とする人が緊急性や重症度に応じて適切に医療機関を受診することができるよう、おとな救急電話相談（#7119）及び小児救急でんわ相談（#8000）を24時間化するほか、周知を強化すること。
- 救急医療を担う従事者の確保を図ること。医師については、東北医科薬科大学の宮城県枠の学生の推奨診療科として救急科や総合診療科を提示するほか、自治医科大学を卒業した医師の推奨診療科として総合診療科を加えるなど、救急専門医や総合診療医を積極的に育成する仕組みを構築すること。

【背景等】

仙台市の救急出場件数及び救急搬送人員は年々増加傾向にある。また、救急車を利用する割合は高齢者ほど高く、高齢化率の上昇に伴い将来総人口が減少局面に転じても、仙台市の救急搬送需要は増加する見通しである。

◆仙台市の人口・救急出場件数・救急搬送人員の将来推計



年	H27	R元	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
出場件数	48,065 件	54,816 件	48,649 件	60,475 件	63,938 件	66,493 件	67,202 件	67,214 件	67,689 件	68,697 件	69,177 件
搬送人員	41,371 人	47,973 人	42,074 人	53,049 人	56,086 人	58,327 人	58,949 人	58,960 人	59,377 人	60,260 人	60,681 人

※仙台市消防局「総合的消防力の整備方針2016（H28年3月（R3年3月一部改定））」より

〔災害医療関係〕

- 大規模災害時において必要な医療が提供できるよう、県保健医療調整本部と本市災害時医療連絡調整本部の連携体制について改めて整備するほか、合同訓練などにより連携体制の強化を図ること。
- 周産期福祉避難所等の災害時における要配慮者に対する医療提供体制の確保について、必要な支援を行うこと。

【背景等】

県においては、宮城県内で震度6弱以上の地震が観測された場合や特別警報が発表された場合等には宮城県災害対策本部が設置され、保健医療活動の調整を行うため、災害対策本部の下に保健医療調整本部、さらに被災地の保健所・支所に地域保健医療調整本部が設けられる。

保健所設置市である本市は、地域保健医療調整本部と同等の機能を担うことから、県保健医療調整本部との緊密な連携体制が必要である。

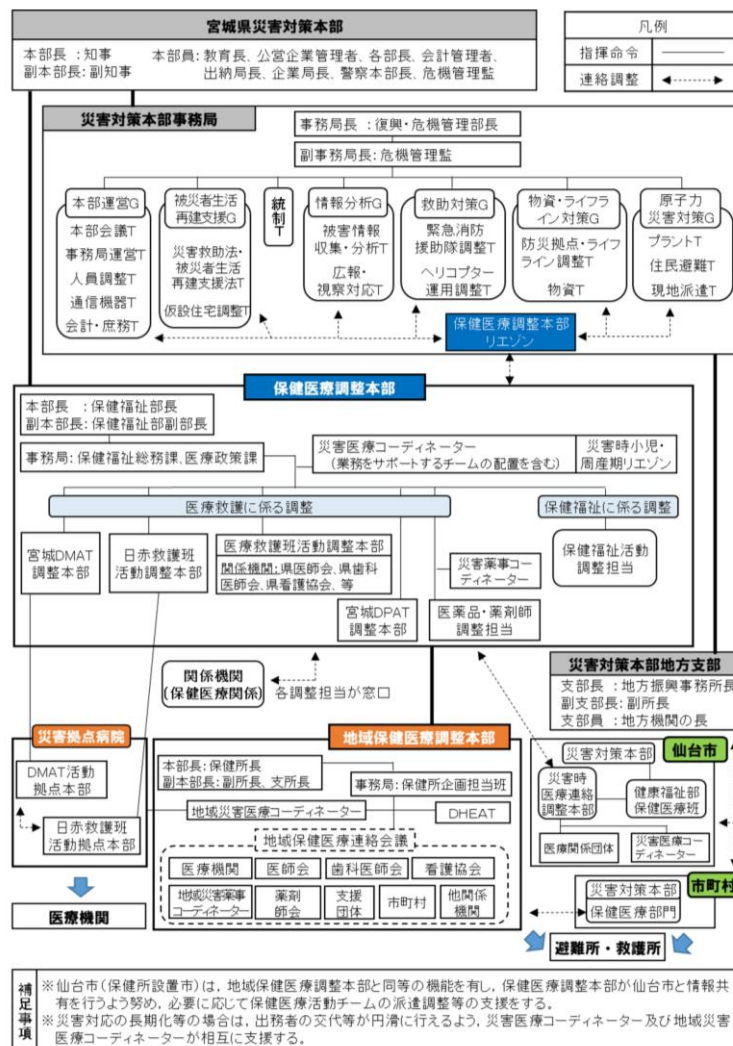


図3 付帯説明図

宮城県「大規模災害時医療救護活動マニュアル(令和5年4月)」より

〔周産期・小児医療関係〕

- 高齢出産増に伴うハイリスク妊娠・分娩の増加を踏まえ、市民が地域で安心して出産することができるよう、医療機関間の連携体制の維持を図ること。
- ハイリスク妊娠や分娩中の急変、胎児・新生児異常に際し、速やかに必要な医療を受けることができるよう、総合周産期母子医療センターなど周産期医療システムを適切に維持するとともに、NICU など新生児医療に必要な病床を確保すること。
- NICU 等からの退院後も、医療的な支援が必要な場合における退院支援や、在宅や施設での療養・療育環境の整備に向けた支援を強化すること。
- 小児慢性疾患患者について、医療・保健・福祉等による支援体制の充実と連携を通じ、必要とする支援を総合的に受けられる環境の整備や、移行期医療への支援を強化すること。
- 市民が適切に小児救急医療体制を利用することができるよう、#8000の24時間化や市民に対する周知を強化すること。【一部再掲】
- 周産期・小児医療に係る医師確保及び負担軽減等の支援を強化すること。

【背景等】

出産年齢の高齢化が進んでおり、低出生体重児や、妊娠届出数に占める、妊娠・出産・育児に影響が懸念される既往歴や病気を有する妊婦の割合は年々増加傾向にある。このため、総合周産期母子医療センターや NICU などのハイリスク妊娠・分娩に対応する医療体制の確保は今後ますます重要になっていく。

◆妊娠届出数に対する病気等を抱えている妊婦の割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
妊娠届出数	8,884	8,370	8,300	7,843	7,484
大きな病気※既往あり	944	1,321	1,319	1,301	1,447
妊娠届出数に占める割合	10.63%	15.78%	15.89%	16.59%	19.33%
現在の病気※あり	852	987	1,041	1,008	1,009
妊娠届出数に占める割合	9.59%	11.79%	12.54%	12.85%	13.48%

仙台市こども若者局資料より

※ 妊娠・出産・育児に影響が懸念されるもの

〔感染症対策関係〕

- 感染症に係る緊急対応における県・市の連携体制を確保すること。
- 感染者受入病床の確保や外来診療体制の整備など、感染症に対応した医療提供体制の確保や、感染症対応が可能な医療人材の育成、並びに地域内外の医療人材派遣など、人材確保体制を整備すること。
- 感染拡大時においても、感染症以外の必要な医療が提供できる体制を整備すること。

【背景等】

令和4年12月に改正感染症法(以下、法とする)が公布された。

- ・ 法第10条の2に基づき、都道府県は感染症の発生予防及びまん延防止の為の施策実施にあたっての連携協力体制を図るため都道府県連携協議会を組織し、保健所設置市等関係機関との連携の緊密化を図ることとされている。
- ・ 法第36条の2に基づき、新興感染症患者等の入院や、所謂発熱外来の対応、新興感染症患者以外の患者に対する医療提供などの役割に応じた医療措置協定を、都道府県と医療機関間で締結(公的医療機関等については都道府県から通知)することとなった。

〔医療・介護連携、在宅医療関係〕

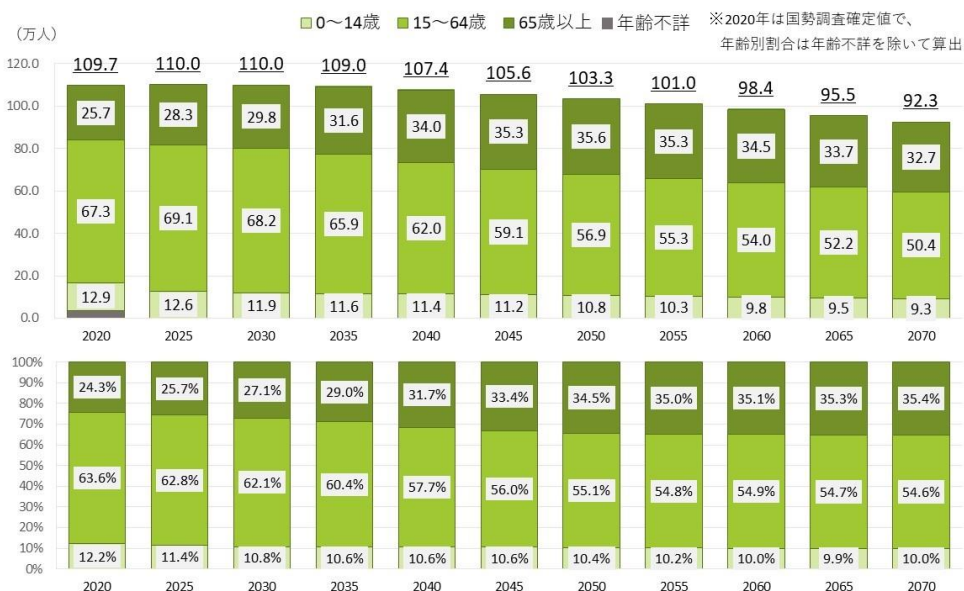
- 高齢者のさらなる増加が見込まれる中で、地域包括ケアシステムの充実・強化を図っていくため、それを支える医療の提供体制の強化を図ること。
- 住み慣れた地域で自分らしい生活を望む患者が、入院や在宅による医療を継続的かつ適切に受けられるよう、在宅患者入院受入体制事業のより効果的な運用や、近隣医療機関等の連携等による 24 時間対応が可能な体制整備の更なる促進を図ること。【一部再掲】
- 情報システムの活用等により、急性期・回復期・慢性期の各病院間や病院と診療所、在宅医療関係機関・介護施設等の連携を促進すること。

【背景等】

令和 2 年国勢調査の結果を基に推計した仙台市の将来推計人口によれば、仙台市の人口は 2028 年をピークにゆるやかに減少に転じていくが、65 歳以上の高齢化率は 2070 年頃まで上昇が続く見通しであり、今後ますます医療需要が増加することが見込まれる。

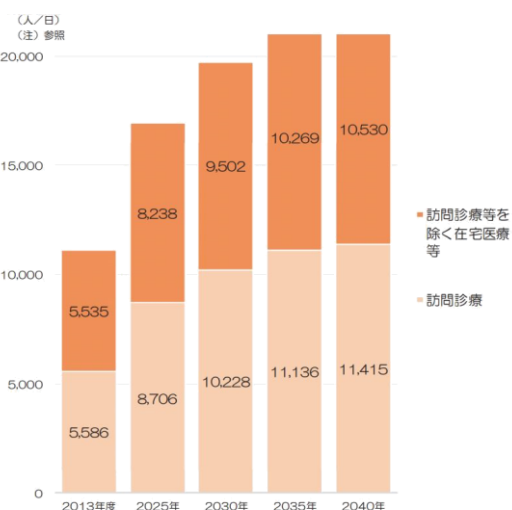
第 7 次宮城県地域医療計画では、仙台医療圏の在宅医療の需要については今後増加していくものと推計しており、仙台医療圏の人口の 7 割を占める本市においても、在宅医療の需要は増加していく見通しである。

将来人口の推移（上段：実数、下段：割合）



※2020 年のみ年齢不詳分を含む

仙台区域における機能別医療需要の見通し (2010-2040)



(注) 「訪問診療」は、1月当たりの在宅患者訪問診療料を算定している患者数

宮城県「第 7 次宮城県地域医療計画」より

仙台市まちづくり政策局資料(令和 4 年 3 月推計)より